

A 福祉系大学等ルートの見直し

実習等の教育内容、時間数等について、文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

B 行政職ルートの見直し

4年以上の行政職経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

（新しい教育カリキュラムの実施に併せ、平成21年4月1日施行）

経過措置

公布日から5年間の間に5年以上の行政職経験をもった者は、公布後5年目の年度の国家試験までは、新たな養成課程を経ることなく国家試験を受験することができる。